

一般財団法人日本禁酒同盟 理事会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本禁酒同盟（以下同盟という。）の定款第37条の規定に基づき制定し、同盟の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(種別)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、3月の予算および事業計画ならびに6月の決算および事業報告時期に開催する。
- 3 臨時理事会は、代表理事が必要と認めた場合に開催する。

(構成)

第3条 理事会は、全ての理事を以て構成する。

第2章 招 集

(招集)

第4条 理事会は代表理事が招集する。代表理事が欠けたときあるいは事故あるときは業務執行理事が招集する。

- 2 事業計画および予算審議を主として行う理事会は、定款第18条の規程に基づいて評議員会の招集と同時に行い、両会を同日開催することができる。
- 3 当該年度末から3ヶ月以内に行う決算時の定時理事会の招集通知は、開催日の原則として2週間以上前に行う。理事会議事録を2週間以上留め置いた後、評議員会の開催を必要とする法令の規定に留意して開催日を定めるものとする。
- 4 当該年度末から3ヶ月以内に行う決算時の定時理事会にあつては、先ず定款第35条2項に基づいて見なし理事会により行い、この理事会決議日から起算して2週間以上の留め置き期間後に、決算および他の議案の評議員会を開催するには、定款第18条に基づき開催日1週間以上前に通知すれば良い。
この評議員会と同日に理事会を開催すれば、人事選任を含む承認可決を求める場合に好都合である。

人事案件が評議員を選任する場合にあつては、定款第11条に基づく評議員選定委員会規程において事前に行う必要がある。

(監事の出席)

第5条 理事会には、監事の出席を必要とするため、前項と同時に監事に招集通知を行う。

第3章 議事運営

(議長)

第5条 理事会の議長は代表理事をもって充てる。代表理事が欠けたときあるいは事故あるときは業務執行理事をもって充てる。

(成立)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第7条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数を以て行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款第35条2項により、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものと見なす。

この見なし議決は、具体的には理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を議決する旨の理事会の決議があったものと見なすことができることを言う。

(議事録)

第8条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 出席した代表理事及び出席した監事は、議事録に記名捺印する。ただし代表理事が理事会を欠席したときは、出席した理事及び監事が議事録に記名捺印する。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録の配布)

第10条 議長は、欠席した理事および監事に対し、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(理事会の職務)

第11条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 同盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

2 (1) 項の同盟の事業執行の決定の中で重要な職務は、定款第7条に基づき事業計画および収支予算書を立案し決議を行い、毎事業年度開始前日までに評議員会の承認を得ることである。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 理事会の事務は事務局長が行う。

第6章 雑則

第13条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この理事会規程は、平成24年6月9日より施行する。

本改定第2版は、平成25年3月9日の理事会承認以後施行する。

本改定3版は、平成25年6月1日の理事会承認以後施行する。